

国民健康保険

国民健康保険（国保）の制度は、 平成30年度から 「各市町村ごとの運営から県域での運営」 に変わります

国民皆保険制度を支える国保の構造的課題

- 「年齢構成が高く医療費水準が高い」
- 「所得水準が低く保険料負担が重い」
- 「小規模な運営主体（市町村）が多く財政が不安定になりやすい」

高齢化がすすみ
課題が深刻化

加入者の皆さんにとっては…

医療費の単価（診療報酬）は全国共通なのに、国保の保険料負担は市町村ごとに異なります。

こうした課題に対応するため

- 平成30年4月から、県も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から県単位に拡大します。これにより、予期せぬ医療費増等の財政リスクの軽減など、**国保運営の安定化**につなげます。
- 「**同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じ**」（平成36年度予定）になることを目指し、**加入者の負担の公平化**につなげます。

医療費は毎年増加の傾向ですが、今回の国保制度の改正によって保険料負担が一定程度増加する加入者については、一度に過度な負担増とならない仕組みを設けます。

医療費増に伴う増
制度改正に伴う増



- 必要な医療サービスを安心して受けられるよう、県・市町村・関係機関が連携して、引き続き**医療提供体制の整備や医療費の適正化**に取り組んでいきます。
- 「保険税額がどう変わるのか」について3月号でお知らせします。

加入者の皆さんにとっては…

平成36年度以降**急激な**保険料上昇が起きにくくなり、安心につながります

- ▼各種申請や届出は、これまでどおり五條市が窓口となります。
- ▼保険税は、これまでどおり五條市へ納めます。
- ▼医療機関での負担割合は変わりません。
- ▼病院や診療所等で受診するときの保険証等の使い方にも特に変更はありません。

保険課



平成30年4月からの制度改正にご理解、ご協力をお願いします。



- 問合先 ▼保険課（内線344）
- ▼奈良県健康福祉部保険指導課
☎0742・27・8547